

今後の人材開発政策の在り方に関する研究会開催要綱

1 趣旨

少子高齢化による労働供給制約と第4次産業革命と呼ばれる技術革新が進む中、近年、リカレント教育（社会人の学び直し）の重要性が指摘されており、内閣総理大臣を議長とする「人生100年時代構想会議」などの場においても、議論の的となってきた。このような動きの中、厚生労働省としても、労働者個人のキャリア形成支援の強化、AI・IoT・ロボット等の第4次産業革命に対応する教育訓練の拡充、職業能力の「見える化」、労働者の人材開発に取り組む事業主支援などの新たな政策を展開している。リカレント教育を充実させる上では、離職者を対象とする職業訓練に加えて、働く方々の生涯を通じた人材開発により一層積極的に取り組むことが求められており、人材開発行政に対する期待が高まっている。特に、今後は、Society5.0時代を支えるための人的資本投資を進めることが重要な課題となっており、人口減少の中で、労働市場全体における人材の最適活用に向けて、それぞれの労働者が時代のニーズに応じて能力を高めていくことが求められる。

2015（平成27）年に職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部を改正した際に、改正法施行の5年を目途として見直しを行うよう規定されているところであり、また、現行の第10次職業能力開発基本計画については、対象期間が2020（令和2）年度で満了することから、次期基本計画の策定に向けた検討を開始する必要がある。このため、時代の要請に合致した人材開発政策の在り方について幅広く検討すべく、「今後の人材開発政策の在り方に関する研究会」を開催する。

2 検討事項

研究会においては、前記の趣旨を踏まえ、以下のような検討事項を中心に、人材開発政策に係る現状と将来の課題に関し、幅広く意見交換するものとする。

- (1) 平成27年改正法及び第10次職業能力開発基本計画に基づく取組とその評価について
- (2) 人材開発政策における労働者、事業主、行政の役割・責務について
- (3) 人材開発政策における民間教育訓練機関の役割と職業訓練の質の保証について
- (4) 職業能力の適正な評価の在り方について
- (5) その他

3 スケジュール

令和元（2019）年 10 月から検討を開始し、翌令和 2（2020）年 5 月を目処に最終的なとりまとめを行う。なお、必要に応じ、論点整理を行う。

4 参集者

別紙のとおり。

5 研究会の運営等

- (1) 研究会は、厚生労働省人材開発統括官が学識経験者等の参集を求め、開催する。
- (2) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 座長は、本研究会の議事を整理するとともに、必要に応じて座長代理を指名することができる。
- (4) 本研究会での議論を踏まえ、必要に応じてヒアリングの実施や構成員の追加を行うものとする。
- (5) 本研究会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。
- (6) 本研究会の庶務は、人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室において行う。

(別紙)

今後の人材開発政策の在り方に関する研究会構成員

いしざき ゆきこ
石崎 由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

おおくぼ ゆきお
大久保 幸夫 株式会社リクルート リクルートワークス研究所所長

せきや
関家 ちさと 労働政策研究・研修機構 研究員

たけいし えみこ
武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授

たけだ ようこ
武田 洋子 株式会社三菱総合研究所政策・経済研究センター長、チーフエコノミスト

たにぐち ゆうじ
谷口 雄治 職業能力開発総合大学校名誉教授

ふじむら ひろゆき
藤村 博之 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授

やぎ ようすけ
八木 洋介 株式会社 people first 代表取締役

よしかわ あつし
吉川 厚 東京工業大学 情報理工学院 特定教授

(五十音順・敬称略)